

第一類 北海道市町村職員退職手当組合格約

本条…一部改正（平成四年一月二日告示第一三三号）

第二章 組合の議会

（組合の議会の議員の定数及び選挙の方法）

第五条 組合の議会の議員（以下「議員」という。）の定数は、三十人とし、組合市町村の長及び議会の議長のある者のうちから、次の区分に従いそれぞれ互選する。

区分	員数	同上のうち		互選の方法
		市	町村	
市町村の 議会議長	一人	一人	一人	同
市町 村長	一人	一人	一人	市にあつては、通じて一人 町村にあつては、各支庁管 内ごとに一人を互選する。

本条…全部改正（昭和三二年一〇月告示第一六号）全部改正（昭和三六年四月告示第五号）見出・本条…一部改正（平成四年一月二日告示第一三三号）

（議員の任期等）

第六条 議員の任期は、四年とする。ただし、補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。議員の任期中であつても前条の被選挙権を失つたときは、同時にその職を失うものとする。

2 議員に欠員を生じたときは、三月以内に補欠選挙を行わなければならない。

3 議員には、報酬を支給しないものとする。

一項…一部改正（昭和三七年八月告示第八号）

（議長及び副議長）

第七条 組合の議会に議長及び副議長一人を置く。

2 議長及び副議長は、議会において議員のうちからこれを選挙する。

3 議長及び副議長の任期は、議員の任期による。

4 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う。

5 議長及び副議長にともに事故があるときは、仮議長を選挙し、議長の職務を行わせる。

6 議長、副議長及び仮議長の選挙を行う場合において、議長の職務を行う者がいないときは、年長の議員が臨時に議長の職務を行う。

本条…全部改正（昭和三七年八月告示第八号）見出・一項…全部改正、二項…追加、二項・三項・四項・五項…繰下（平成四年一月二日告示第一三三号）

第三章 組合の執行機関

章名…全部改正（平成四年一月二日告示第一三三号）

（組合長及び副組合長）

第八条 組合に組合長及び副組合長一人を置く。

2 組合長及び副組合長は、組合の議会において、組合市町村の長のうちからこれを選挙する。

3 組合長及び副組合長の任期は、四年とする。ただし、組合長及び副組合長はその任期中であつても第二項の規定による被選挙権を失つたときは、同時にその職を失うものとする。

4 組合長に事故あるとき、又は組合長が欠けたときは、副組合長がその職務を代理する。

5 組合長及び副組合長には、給料を支給しないものとする。

本条…全部改正（昭和四七年八月告示第八号）全部改正（平成四年一月二日告示第一三三号）

（会計管理者）

第八条の二 組合に会計管理者一人を置く。

2 会計管理者は、事務局の職員のうちから、組合長が命ずる。

本条…追加（平成一九年二月告示第四号）

（事務局）

第九条 組合に事務局を置く。

2 事務局に職員を置き、組合長が任免する。

3 前項の職員の定数は、条例で定める。

本条…全部改正し繰上（平成四年一月二日告示第一三三号）二項…一部改正（平成一九年二月告示第四号）

（監査委員）

第十条 組合に監査委員二人を置く。

2 監査委員は、組合長が組合の議会の同意を得て、意見を有する者及び議員のうちから各一人を選任する。

3 監査委員の任期は、意見を有する者のうちから選任された者にあつては四年とし、議員から選任された者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うものとする。

4 監査委員には、報酬を支給しないものとする。

第一類 北海道市町村職員退職手当組合格約

〔北退職二九〕

二項・三項…全部改正、四項…追加（昭和三四年七月告示第四号）二・三項…全部改正（昭和四七年八月告示第八号）三項…一部改正（昭和五二年三月告示第三号）一・二項・三項…一部改正、本条…繰上（平成四年一月二日告示第一三三号）

第四章 退職手当の基準

章名…全部改正（平成四年一月二日告示第一三三号）

（退職手当の額及び支給の方法）

第十一条 退職手当の額及び支給の方法に関しては、条例で定める。

本条…追加（平成四年一月二日告示第一三三号）

第五章 組合の経費の支弁の方法

章名…全部改正（平成四年一月二日告示第一三三号）

（組合の経費の支弁の方法）

第十二条 組合の経費は、次の収入をもつて充てるものとする。

- 一 組合市町村の負担金
- 二 組合の資産から生ずる収入
- 三 その他の収入

本条…繰上（平成四年一月二日告示第一三三号）

（組合市町村の負担金）

第十三条 組合市町村は、退職手当の支給に要する費用に充てるため、条例の定めるところにより職員給料月額に条例で定める率を乗じて得た金額を負担しなければならない。

2 前項に規定する負担金のほか、特に必要がある場合は、条例で定める負担金を負担しなければならない。

3 第一項に規定する組合市町村の負担金の算定に用いる率は、退

第一類 北海道市町村職員退職手当組合同約

職者数又は退職予定者数その他の事情を合理的に考慮して算定しなければならない。

本条…追加（平成四年二月告示第一三三号）一項…一部改正（平成一八年一月告示第五号）

第六章 補則

（市町村の加入及び脱退）

第十四条 組合の設立後、新たに市町村が組合に加入する場合、又は組合市町村が組合を脱退する場合は、組合は、条例で定めるところにより算定した金額を、当該市町村に納付させ、又は還付するものとする。

本条…一部改正し繰上（平成四年二月告示第一三三号）

（勤続期間の引継ぎ）

第十五条 組合設立と同時に加入する市町村（組合設立後三月以内に加入した市町村を含む。）の職員に対する退職手当支給の対象となる組合設立前の在職年数は、条例の定めるところによりこれを組合へ引継ぐものとする。

2 組合設立後加入する市町村の職員の在職年数についても、前項同様とする。

二項…追加（昭和三七年八月告示第八号）本条…繰上（平成四年二月告示第一三三号）

附 則

この規約は、許可の日から施行し、昭和三十二年一月一日から適用する。

附 則（昭和三十二年三月一日告示第五号）

この規約は、公布の日から施行し、昭和三十二年一月一日から適用する。

附 則（昭和三十二年七月一〇日告示第一一号）

この規約は、許可の日から施行し、昭和三十二年一月一日から適用する。ただし、落部村、大正村の適用については、昭和三十二年四月一日からとする。

附 則（昭和三十二年一〇月二日告示第一六号）

1 この規約は、公布の日から施行し、昭和三十二年五月二十日から適用する。

2 市の長から互選される議員にあつては、第五条第一項の規定にかかわらず、同条同項の規定によらないことができる。

3 この規約施行後最初に選出される議員の任期は、昭和三十二年五月二十日から起算する。

附 則（昭和三十四年七月一四日告示第四号）

1 この規約は、公布の日から施行する。

2 この規約公布のときに在職する監査委員は、この規約公布と同時にその職を失うものとする。ただし、後任者が選任されるまでの間なおその職務を行うものとする。

附 則（昭和三十四年八月二〇日告示第五号）

この規約は、許可の日から施行し、昭和三十四年四月一日から適用する。

附 則（昭和三十六年四月一日告示第五号）

この規約は、公布の日から施行する。ただし、この規約公布のときに、現に在職する組合の議会の議員及び組合長、助役は、この規約に基づきそれぞれ互選又は選挙若しくは選任されたものとみなし、その任期については、おのおのその残任期間とする。

附 則 (昭和三十七年四月一四日告示第六号)

この規約は、許可の日から施行し、深川町外五カ町村伝染病隔離病舎組合は、昭和三十五年十一月一日から、永山町は昭和三十六年四月一日から、及び豊平町は昭和三十六年五月一日から適用する。

附 則 (昭和三十七年八月二七日告示第八号)

この規約は、許可の日から施行し、昭和三十七年四月一日から適用する。ただし、「雄武・枝幸町電気組合」は、昭和三十六年十一月十七日から、及び「余市町外四カ町村伝染病隔離病舎組合」は、昭和三十七年二月一日から適用するものとし、この規約公布のときに、現に在職する組合の議員、組合長、助役及び収入役の任期については、現在の任期が満了するまでは、なお従前の例による。

附 則 (昭和三十九年六月一日告示第六号)

この規約は、許可の日から施行する。

附 則 (昭和四十六年五月二八日告示第九号)

この規約は、許可の日から施行し、昭和四十六年四月一日から適用する。

附 則 (昭和四十七年八月一日告示第八号)
この規約は、許可の日から施行する。
附 則 (昭和四十九年三月六日告示第六号)
この規約は、許可の日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用する。

附 則 (昭和五十二年三月二八日告示第三号)
この規約は、許可の日から施行する。ただし、変更後の規約第十条の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。

附 則 (昭和六〇年一〇月二八日告示第九号)
この規約は、許可の日から施行する。

附 則 (昭和六一年一月二〇日告示第二号)
この規約は、許可の日から施行する。

附 則 (昭和六一年四月一日告示第五号)
この規約は、許可の日から施行する。

附 則 (昭和六二年四月二日告示第四号)
この規約は、許可の日から施行する。

附 則 (昭和六三年一〇月一日告示第八号)
この規約は、許可の日から施行する。

附 則 (平成元年三月一日告示第四号)
この規約は、許可の日から施行する。

第一類 北海道市町村職員退職手当組合格約

附 則 (平成二年六月二九日告示第五号)

この規約は、許可の日から施行する。

附 則 (平成二年七月二三日告示第八号)

この規約は、許可の日から施行する。

附 則 (平成二年十二月一日告示第一号)

この規約は、許可の日から施行する。

附 則 (平成三年三月一日告示第四号)

この規約は、許可の日から施行する。

附 則 (平成三年四月四日告示第五号)

この規約は、許可の日から施行する。

附 則 (平成三年五月一〇日告示第七号)

この規約は、許可の日から施行する。

附 則 (平成四年九月二八日告示第七号)

この規約は、許可の日から施行する。

附 則 (平成四年十二月二五日告示第一三三号)

この規約は、許可の日から施行する。

附 則 (平成五年四月一日告示第四号)

この規約は、許可の日から施行する。

附 則 (平成五年十一月一日告示第九号)

この規約は、許可の日から施行する。

附 則 (平成六年二月二二日告示第四号)

この規約は、許可の日から施行する。

附 則 (平成六年四月一日告示第五号)

この規約は、許可の日から施行する。

附 則 (平成六年四月一日告示第六号)

この規約は、許可の日から施行する。

附 則 (平成七年四月一日告示第四号)

この規約は、許可の日から施行する。

附 則 (平成七年四月二六日告示第五号)

この規約は、許可の日から施行する。

附 則 (平成七年九月二六日告示第一〇号)

この規約は、許可の日から施行する。

附 則 (平成八年八月二七日告示第六号)

この規約は、平成八年九月一日から施行する。

附 則 (平成九年五月一六日告示第五号)

この規約は、許可の日から施行し、平成九年四月一日から適用する。

附 則 (平成九年一〇月三日告示第八号)

この規約は、許可の日から施行し、平成九年七月三十一日から適用する。

用する。

附 則（平成一〇年三月二四日告示第四号）

この規約は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成一〇年五月二六日告示第六号）

この規約は、平成十年六月一日から施行する。

附 則（平成一〇年九月三日告示第一〇号）

この規約は、許可の日から施行し、平成十年八月一日から適用する。

附 則（平成一一年二月一日告示第四号）

この規約は、平成一一年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年四月一日告示第五号）

この規約は、許可の日から施行し、平成一一年四月一日から適用する。

附 則（平成一二年一月三一日告示第四号）

この規約は、平成一二年二月一日から施行する。

附 則（平成一二年七月二七日告示第七号）

この規約は、許可の日から施行し、平成一二年七月一日から適用する。

附 則（平成一二年二月四日告示第一一号）

この規約は、許可の日から施行し、平成一二年十一月一日から適用する。

附 則（平成一三年四月六日告示第四号）

この規約は、許可の日から施行し、平成一三年四月一日から適用する。

附 則（平成一三年二月五日告示第九号）

この規約は、許可の日から施行し、平成一三年十一月二十一日から適用する。

附 則（平成一四年三月二九日告示第四号）

この規約は、平成一四年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年六月二一日告示第六号）

この規約は、許可の日から施行し、平成一四年五月一日から適用する。

附 則（平成一五年二月七日告示第四号）

この規約は、平成一五年三月一日から施行する。

附 則（平成一五年三月一八日告示第五号）

この規約は、平成一五年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年二月六日告示第四号）

この規約は、許可の日から施行する。ただし、別表（上川）の項の改正規定は、平成一六年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年四月八日告示第五号）

この規約は、許可の日から施行し、平成一六年四月一日から適用する。

附 則（平成一六年十一月三〇日告示第一二二号）

この規約は、許可の日から施行し、平成一六年十二月一日から適用する。

附 則（平成一六年十二月一五日告示第一三三号）

この規約は、許可の日から施行する。

第一類 北海道市町村職員退職手当組合格約

一八

附 則 (平成一七年三月二四日告示第三号)

この規約は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年七月二五日告示第五号)

この規約は、平成十七年九月一日から施行する。

附 則 (平成一七年八月二三日告示第七号)

この規約は、許可の日から施行する。

附 則 (平成一七年九月二九日告示第一〇号)

この規約は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則 (平成一七年一〇月五日告示第一一号)

この規約は、平成十七年十月十一日から施行する。

附 則 (平成一八年一月一九日告示第二号)

この規約は、平成十八年二月一日から施行する。

附 則 (平成一八年一月二五日告示第五号)

この規約は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年一月二六日告示第六号)

この規約は、平成十八年二月六日から施行する。

附 則 (平成一八年二月八日告示第七号)

この規約は、平成十八年三月一日から施行する。

附 則 (平成一八年二月一六日告示第八号)

この規約は、平成十八年三月五日から施行する。

附 則 (平成一八年二月二二日告示第九号)

この規約は、許可の日から施行し、平成十八年二月六日から適用する。

附 則 (平成一八年二月二八日告示第一〇号)

この規約は、平成十八年三月二十日から施行する。

附 則 (平成一八年三月六日告示第一一号)

この規約は、平成十八年三月二十七日から施行する。

附 則 (平成一八年三月一三日告示第一二号)

この規約は、平成十八年三月二十七日から施行する。

附 則 (平成一八年三月二七日告示第一三号)

この規約は、平成十八年三月二十七日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三十一日告示第一四号)

この規約は、平成十八年三月三十一日から施行する。

附 則 (平成一八年四月六日告示第一五号)

この規約は、許可の日から施行し、平成十八年四月一日から適用する。

附 則 (平成一八年四月一四日告示第一六号)

この規約は、許可の日から施行する。

附 則 (平成一八年六月一三日告示第一八号)

この規約は、許可の日から施行する。

附 則 (平成一九年二月七日告示第四号)

この規約は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年二月二八日告示第五号)

この規約は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年六月二二日告示第一一号)

この規約は、平成十九年六月三十日から施行する。

別表

組合を組織する市町村及び市町村の一部事務組合名

区分	市町村及び市町村の一部事務組合
市	根室市 滝川市 江別市 深川市 砂川市 富良野市 恵庭市 伊達市 芦別市 歌志内市 赤平市 美幌市 北広島市 石狩市 三笠市 士別市 北斗市 名寄市
石狩支庁管内	当別町 新篠津村
渡島支庁管内	松前町 福島町 知内町 木古内町 七飯町 鹿部町 長万部町 森町 八雲町
松山支庁管内	江差町 上ノ国町 厚沢部町 乙部町 奥尻町 今金町 せたな町
後志支庁管内	島牧村 寿都町 黒松内町 蘭越町 ニセコ町 真狩村 留寿都村 喜茂別町 京極町 倶知安町 共和町 岩内町 泊村 神恵内村 積丹町 古平町 仁木町 余市町 赤井川村
空知支庁管内	南幌町 奈井江町 上砂川町 由仁町 長沼町 月形町 浦臼町 新十津川町 妹背牛町 秩父別町 雨竜町 北竜町 沼田町 幌加内町 栗山町
上川支庁管内	鷹栖町 東神楽町 当麻町 比布町 愛別町 上川町 東川町 美瑛町 和寒町 剣淵町 下川町 美深町 音威子府村 中川町 上富良野町 中富良野町 南富良野町 占冠村
留萌支庁管内	増毛町 小平町 苫前町 羽幌町 初山別村 遠別町 天塩町 幌延町
宗谷支庁管内	猿払村 浜頓別町 中頓別町 豊富町 礼文町 利尻町 利尻富士町 枝幸町
網走支庁管内	美幌町 津別町 斜里町 清里町 小清水町 訓子府町 置戸町 佐呂間町 上湧別町 湧別町 滝上町 興部町 西興部村 雄武町 遠軽町 大空町

〔北退職二八〕

胆振支庁管内	厚真町 豊浦町 壮瞥町 白老町 安平町 むかわ町 洞爺湖町
日高支庁管内	平取町 新冠町 浦河町 様似町 えりも町 日高町 新ひだか町
十勝支庁管内	音更町 士幌町 上士幌町 鹿追町 新得町 清水町 芽室町 中札内村 更別村 大樹町 広尾町 幕別町 池田町 本別町 豊頃町 浦幌町 足寄町 陸別町
釧路支庁管内	釧路町 厚岸町 浜中町 標茶町 弟子屈町 鶴居村 白糠町
根室支庁管内	別海町 標津町 中標津町 羅臼町
一部事務組合 (石 狩)	道央地区環境衛生組合 石狩北部地区消防事務組合 石狩東部広域水道企業団 石狩教育研修センター 組合 石狩西部広域水道企業団
(渡 島)	山越郡衛生処理組合 南渡島青少年指導センター組合 南渡島衛生施設組合 渡島西部広域事務組合 南渡島消防事務組合 渡島廃棄物処理広域連合
(松 山)	北部松山衛生センター組合 南部松山衛生処理組合 江差町ほか2町学校給食組合 松山広域行政組合 北後志衛生施設組合 羊蹄山麓環境衛生組合 南部後志環境衛生組合 岩内地方衛生組合 羊蹄山ろく 消防組合 岩内・寿都地方消防組合 北後志消防組合 南部後志衛生施設組合
(空 知)	長幌上水道企業団 北空知衛生センター組合 北空知学校給食組合 奈井江浦臼町学校給食組合 空知 教育センター組合 中空知衛生施設組合 南空知公衆衛生組合 中空知広域市町村圏組合 西空知広域 水道企業団 滝川地区広域消防事務組合 深川地区消防組合 砂川地区広域消防組合 南空知消防組合 砂川地区保健衛生組合 北空知葬斎組合 月新水道企業団 桂沢水道企業団 北空知広域水道企業団 石狩川流域下水道組合 中空知広域水道企業団 南空知葬斎組合 空知中部広域連合

(上川)	名寄地区衛生施設事務組合 富良野地区学校給食組合 上川南部消防事務組合 富良野地区環境衛生組合 士別地方消防事務組合 大雪消防組合 愛別町外3町塵芥処理組合 大雪清掃組合 富良野地区消防組合 上川中部消防組合 大雪葬斎組合 富良野広域串内草地組合 大雪浄化組合 大雪地区広域連合
(留萌)	羽幌町外2町村衛生施設組合 西天北五町衛生施設組合 北留萌消防組合
(宗谷)	南宗谷衛生施設組合 利尻郡清掃施設組合 南宗谷消防組合 利尻礼文消防事務組合 利尻郡学校給食組合 利尻島国民健康保険病院組合
(網走)	両湧別町学校給食組合 斜里郡3町終末処理事業組合 網走支庁管内町村交通災害共済組合 美幌・津別広域事務組合 斜里地区消防組合 遠軽地区広域組合 西紋別地区環境衛生施設組合
(胆振)	胆振西部衛生組合 伊達・壮警学校給食組合 西胆振消防組合 胆振東部消防組合 安平・厚真行政事務組合 胆振東部日高西部衛生組合
(日高)	日高東部衛生組合 日高地区交通災害共済組合 日高東部消防組合 日高中部消防組合 日高中部衛生施設組合 日高西部消防組合 平取町外2町衛生施設組合 日高中部広域連合
(十勝)	西十勝消防組合 北十勝消防事務組合 南十勝複合事務組合 東十勝消防事務組合 南十勝消防事務組合 池北三町行政事務組合 北十勝2町環境衛生処理組合
(釧路)	川上郡衛生処理組合 釧路北部消防事務組合 釧路東部消防組合 釧路白糠工業用水道企業団
(根室)	根室北部衛生組合 標津俵橋大規模草地一部事務組合 根室北部消防事務組合 中標津町外2町葬斎組合
(札幌)	北海道市町村総合事務組合 北海道市町村備荒資金組合 北海道町村議会議員公務災害補償等組合

第一類 北海道市町村職員退職手当組合格約

二二(四〇)

本表：追加（昭和六〇年一〇月告示第九号）一部改正（昭和六一年一月告示第二号）一部改正（昭和六一年四月告示第五号）一部改正（昭和六二年四月告示第四号）一部改正（昭和六三年一〇月告示第八号）一部改正（平成元年三月告示第四号）一部改正（平成二年六月告示第五号）一部改正（平成二年七月告示第六号）一部改正（平成二年一二月告示第一号）一部改正（平成三年三月告示第四号）一部改正（平成三年四月告示第五号）一部改正（平成三年五月告示第七号）一部改正（平成四年九月告示第七号）一部改正（平成四年一二月告示第一三三号）一部改正（平成五年四月告示第四号）一部改正（平成五年一二月告示第九号）一部改正（平成六年二月告示第四号）一部改正（平成六年四月告示第五号）一部改正（平成六年四月告示第六号）一部改正（平成七年四月告示第四号）一部改正（平成七年九月告示第一〇号）一部改正（平成八年八月告示第六号）一部改正（平成九年五月告示第五号）一部改正（平成九年一〇月告示第八号）一部改正（平成一〇年三月告示第四号）一部改正（平成一〇年五月告示第六号）一部改正（平成一〇年九月告示第一〇号）一部改正（平成一一年二月告示第四号）一部改正（平成一一年四月告示第五号）一部改正（平成一二年一月告示第四号）一部改正（平成一二年七月告示第七号）一部改正（平成一二年一二月告示第一一号）一部改正（平成一三年四月告示第四号）一部改正（平成一三年一二月告示第九号）一部改正（平成一四年三月告示第四号）一部改正（平成一四年六月告示第六号）一部改正（平成一五年二月告示第四号）一部改正（平成一五年三月告示第五号）一部改正（平成一六年二月告示第四号）一部改正（平成一六年四月告示第五号）一部改正（平成一六年一二月告示第一二二号）一部改正（平成一六年一二月告示第一三三号）一部改正（平成一七年三月告示第三号）一部改正（平成一七年七月告示第五号）一部改正（平成一七年八月告示第七号）一部改正（平成一七年九月告示第一〇号）一部改正（平成一七年一〇月告示第一一号）一部改正（平成一八年一月告示第二号）一部改正（平成一八年一月告示第六号）一部改正（平成一八年二月告示第七号）一部改正（平成一八年二月告示第八号）一部改正（平成一八年二月告示第九号）一部改正（平成一八年二月告示第一〇号）一部改正（平成一八年三月告示第一一号）一部改正（平成一八年三月告示第二号）一部改正（平成一八年三月告示第三号）一部改正（平成一八年三月告示第四号）一部改正（平成一八年三月告示第五号）一部改正（平成一八年三月告示第六号）一部改正（平成一八年三月告示第七号）一部改正（平成一八年三月告示第八号）一部改正（平成一八年三月告示第九号）一部改正（平成一八年三月告示第一〇号）一部改正（平成一八年三月告示第一一号）一部改正（平成一八年三月告示第一二号）一部改正（平成一八年三月告示第一三号）一部改正（平成一八年三月告示第一四号）一部改正（平成一八年三月告示第一五号）一部改正（平成一八年四月告示第一五号）一部改正（平成一八年四月告示第一六号）一部改正（平成一八年六月告示第一八号）一部改正（平成一九年二月告示第五号）一部改正（平成一九年六月告示第一一号）